

顧 客 の 皆 様

平成30年1月26日

はれのひ株式会社 破産管財人

弁護士 増 田 尚

着物返還等のご連絡

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日、はれのひ株式会社について破産手続が開始されましたが、申立代理人によれば顧客の皆様を着物(ないし仮絵羽)は会社において保管中とのことでした。

そこで、破産管財人としては、顧客の皆様の被害をできるだけ少なくするために、今年の成人式のための着物で買取ないし持込されたにもかかわらずお渡しできていないものにつきまして、速やかにお送りさせていただきます。到着は1月30日以降となる見込です。早期返還を最優先に対応しますので、付属品などに確認が十分でないものがある可能性もありますが、ご理解をお願い致します。お問い合わせがある場合には、恐縮ですが1月29日以降にお願い致します。

来年以降の成人式のための着物で、買取されたものにつきましても、同様に着物等を順次お送りさせていただく予定ですが、多少時間が必要ですので、今しばらくお待ち下さるようお願い致します。

なお、上記扱いは、買取して全額支払済の場合、着物等の所有権がはれのひ株式会社ではなく顧客の皆様にあるという理解に基づくものです。

したがって、買取しても代金の一部をお支払いいただけていない場合、またそもそも買取ではなくレンタルの場合、上記扱いをすることができませんので、ご了解下さい。万一、これからでも着物等を欲しい(所有権を取得したい)というご意向がある場合には、はれのひ株式会社破産管財人室宛てにご連絡下さい。

今後とも、本件破産事件へのご理解、ご協力をお願いする次第です。

以上、用件のみにて失礼致します。

敬具